

障がいを持つ人もそうでない人も・・・

誰もが生き生きとしている、こころ豊かな

まちづくりをめざして活動しています。



当事者体験発表会

精神障がい者が地域で普通に生活をしていけるように、障害者相談支援事業所などの委託事業を含む、様々な支援活動をしています。

会員の会費だけで委託事業以外の事業を円滑に実施していくのはなかなか困難なため、皆様からのご協力をお願いします。



啓発事業



お楽しみサロン



手芸クラブ

ぜひとも当会へのご寄附をお願いいたします

認定 NPO 法人に寄附をされますと、税制上の優遇措置が受けられます。

(裏面をご覧ください。)

通称 E-JAN (いいじゃん)

特定非営利活動(NPO)法人 遠州精神保健福祉をすすめる市民の会

〒430-0901 浜松市中区曳馬二丁目 8-19

TEL:053-461-6045 FAX:053-545-6059

Eメール info@npo-e-jan.com



認定 NPO 法人への寄附者に対する税制上の優遇措置

① 個人が寄附した場合

個人が認定 NPO 法人に寄附をすると、所得税の計算において、「所得控除」または「税額控除」のいずれかの寄附金控除の適用を受けることができます。（確定申告が必要です。）

[所得控除]

$$\{ \text{所得金額} - (\text{寄附金額} - 2,000 \text{ 円}) \} \times \text{税率} = \text{所得税}$$

[税額控除]

$$(\text{寄附金額} - 2,000 \text{ 円}) \times 40\% \text{ を所得税額から控除 (所得税の } 25\% \text{ を上限)}$$

このほか個人住民税の控除もあります。

② 法人が寄附した場合

法人が認定 NPO 法人に対して寄附をした場合、法人税の計算において、一般寄附金の損金算入限度額とは別に、特別損金算入限度額の範囲内で損金算入が適用されます。



できたらサポート会員になってください

サポート会員の会費も寄附金とみなされます。サポート会員は、総会での議決権はありませんが、E-JAN の各種イベントにご参加いただけるほか、会報「E-JAN 通信」などで活動の報告や情報を受け取ることができます。

どうぞサポート会員として、E-JAN の活動を支えてください。

年会費（正会員・サポート会員共通）

個人 1口1,000円で3口以上（精神科利用者、学生は1口以上）

団体 a 医療機関、一般 30,000円

b 福祉施設、福祉団体、それに準ずる団体 5,000円

振込先（郵便振替）

口座番号 00840-5-5808

口座名義 「特定非営利活動法人遠州精神保健福祉をすすめる市民の会」

表記の連絡先にお電話またはメールをいただければ、入会申込書と振込用紙（振込手数料無料）をお送りします。